

提案された議案とその結果

(市長提出議案)

議案番号	件 名	議決結果
認定第23号	平成16年度十和田市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第24号	平成16年度十和田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第25号	平成16年度十和田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第26号	平成16年度十和田市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第27号	平成16年度十和田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第28号	平成16年度十和田市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第29号	平成16年度十和田市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第30号	平成16年度十和田市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
報告第56号 専決第48号	専決処分報告について 平成17年度十和田市一般会計補正予算（第5号）	承 認
議案第79号	十和田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第80号	十和田市税条例及び十和田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第81号	十和田市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第82号 議案第102号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第103号	十和田地区環境整備事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び十和田地区環境整備事務組合同約の変更について	原案可決
議案第104号	青森県新産業都市建設事業団の設置団体の数の減少及び青森県新産業都市建設事業団規約の変更について	原案可決
議案第105号	青森県新産業都市建設事業団の設置団体の数の増加及び青森県新産業都市建設事業団規約の変更について	原案可決
議案第106号	青森県新産業都市建設事業団の設置団体の数の減少及び青森県新産業都市建設事業団規約の変更について	原案可決
議案第107号	青森県新産業都市建設事業団の設置団体の数の増加及び青森県新産業都市建設事業団規約の変更について	原案可決
議案第108号	平成17年度十和田市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第109号	平成17年度十和田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第110号	平成17年度十和田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第111号	平成17年度十和田市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第112号 議案第119号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第120号	市営土地区改良事業（災害復旧）の施行について	原案可決
議案第121号	平成17年度十和田市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決

(議員提出議案)

議案番号	件 名	議決結果
発議第12号	地域と中小企業の金融環境の改善と円滑化を求める意見書	原案可決

請 願

採択となりました

◆旧亀屋跡地の活用に関する請願
 (十和田市商店街 振興組合連合会)

中心市街地の活性化のために、旧亀屋跡地に(仮称)教育福祉総合プラザを設置していただけるようご尽力いただきたいというもの。



継続となりました

◆西十四番町内市道の拡幅整備に関する請願
 (西十四番町町内会 会長 力石 尚親)

西四番町・並木西一号线について、拡幅の上整備していただきたいというもの。

◆十和田市議会土日開催についての請願
 (十和田市議会を傍聴する会 代表 吉田 きみ)

十和田市議会の一般質問を年一回土曜日、日曜日または祝日に開催していただく

◆高屋く米内沼線の市道認定と舗装整備を求める請願
 (横倉町内会 高屋町内会)

◆十和田市立東小学校の屋外トイレ設置に関する請願
 (東地区連合町内会 会長 菩提寺 昭三)

◆電源三法交付金制度の拡充を求める請願
 (十和田湖町商工会 会長 菩提寺 昭三)

◆野外芸術文化ゾーン計画の見直しを求める請願
 (高齢者問題懇談会)

◆都市計画道路佐井幅・高清水線の早期着工についての請願
 (元町町内会 ちとせ町内会 駅通り町内会 東地区連合町内会)

◆十和田市遺伝子組みかえ作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例についての請願
 (青森県農民組合連合会)

◆日外国人の無年金障害者と在日外国人及び在外邦人の無年金高齢者に対する救済措置を求める請願
 (連合青森高齢者退職者協議会)

意見書

本定例会に、次の意見書が議員提出議案として提出され、原案のとおり可決されました。

◆地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化を求める意見書

◆「議会だより」第五号をお届けいたします。

◆十二月議会では、公共施設の指定管理者制度導入に

伴う指定管理者が決定し、官から民へと新しい試みが始まりました。

指定管理者は、それぞれ独自の管理方法により施設を運営します。これらの民間の活力と柔軟な運営で、行政改革、地域の活性化の新しい風が期待されます。

議員活動は議場だけではなく、四つの常任委員会に分かれ、各分野で活発に活動しています。今回は各委員会からの調査視察の報告をしました。

編集後記

取下げとなりました

東地区体育振興会 東小学校PTA

東地区連合町内会

東地区連合町内会